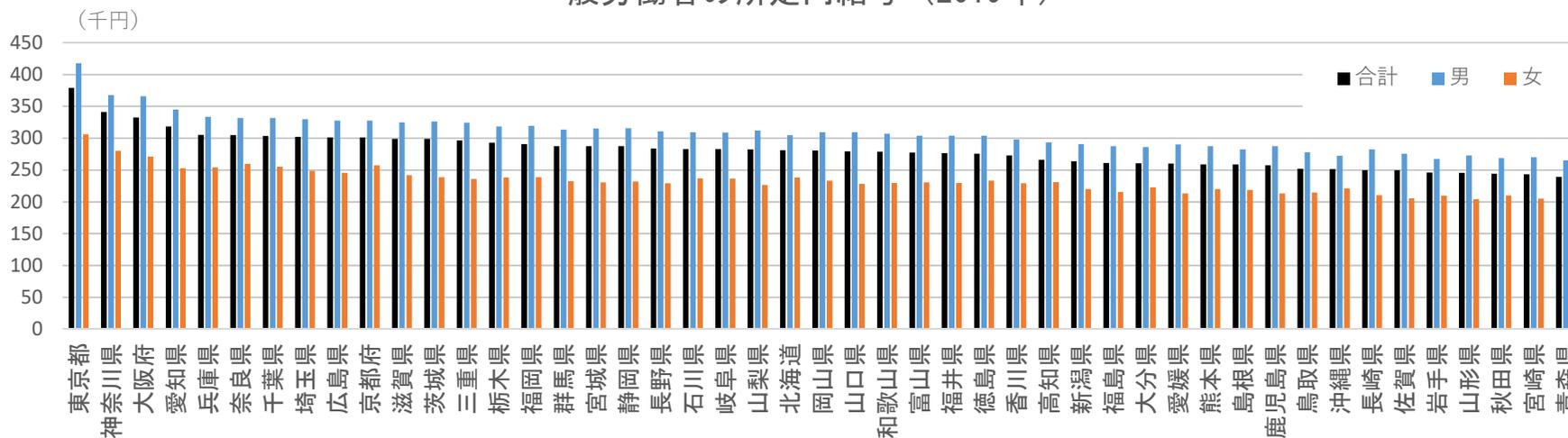


賃金、労働生産性の地域間格差

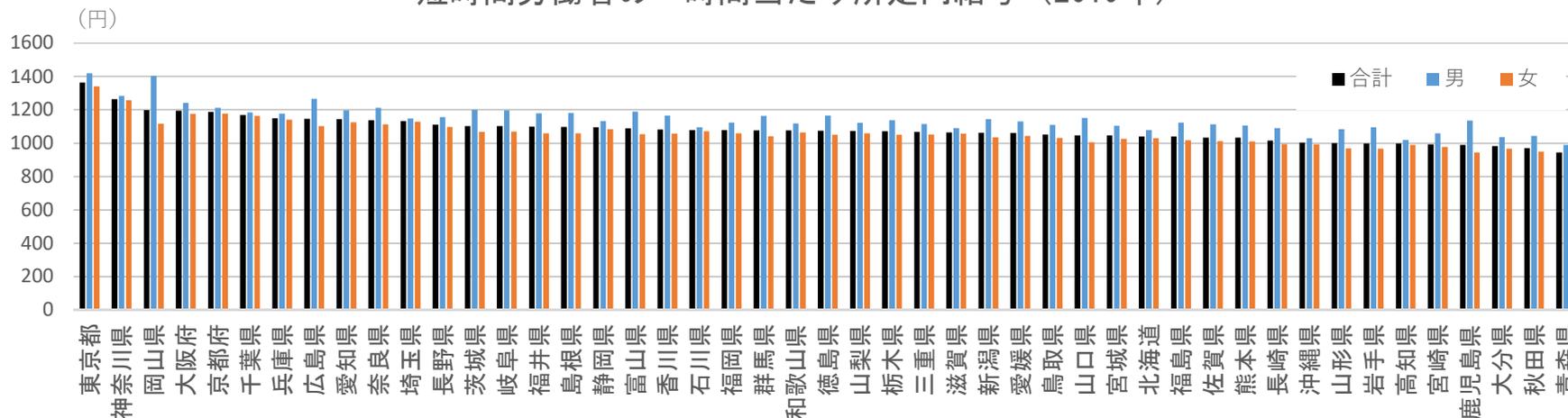
地方に比べ、東京の所定内給与は高い

- 東京都を始め、大都市の一般労働者の所定内給与水準は地方に比べて高い。
- 短時間労働者の所定内給与についても東京が最も高くなっている。

一般労働者の所定内給与（2019年）



短時間労働者の一時間あたり所定内給与（2019年）

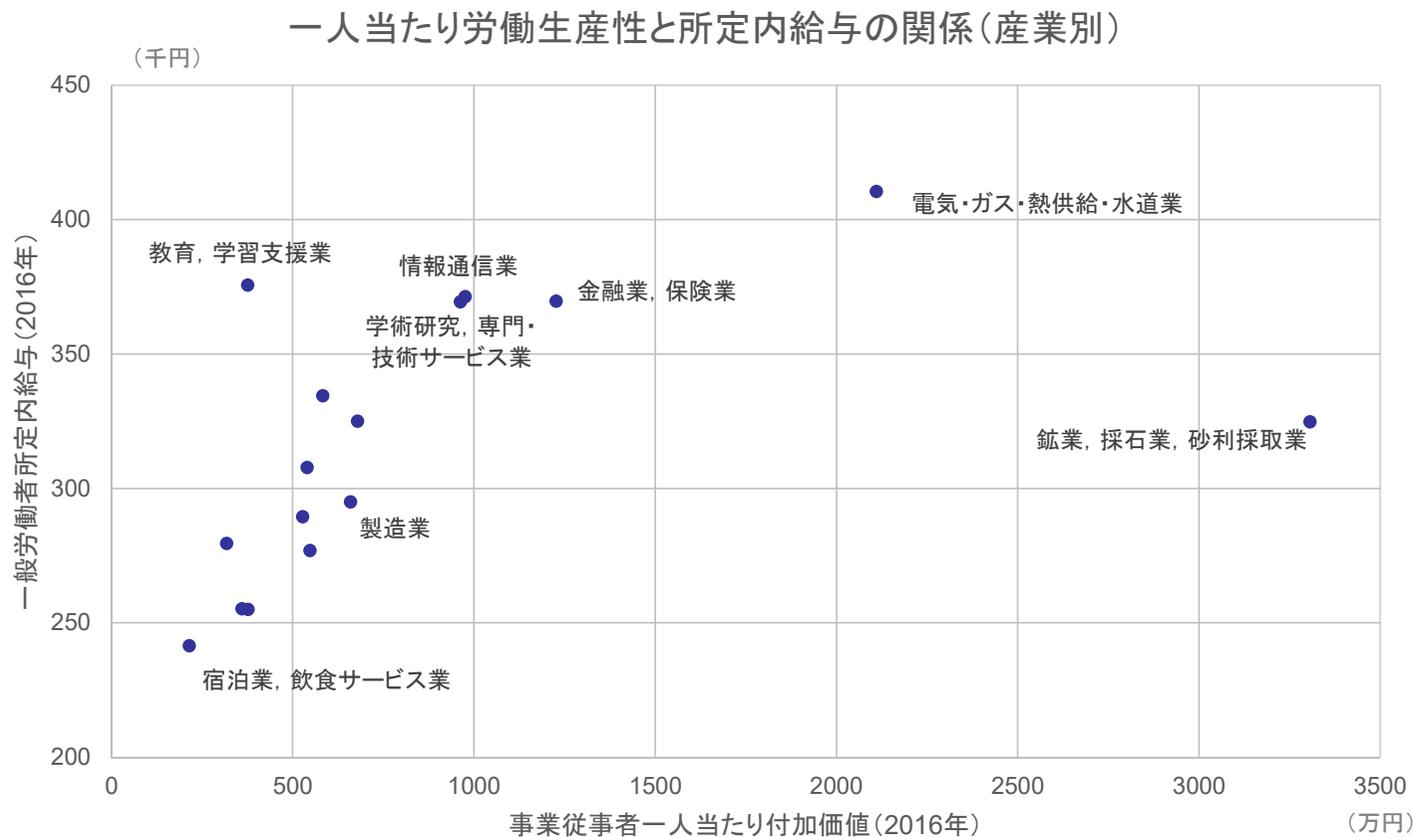


出典：厚生労働省「賃金構造基本調査」より国土政策局作成。

注：一般労働者、短時間労働者それぞれ全体の平均を見ているため、労働者や企業の属性の違いによる影響が含まれる。

一人当たり労働生産性と所定内給与の関係

- 一人当たり労働生産性と所定内給与は概ね相関。



地域別の労働生産性の比較

- 日本では、東京都の一人当たり労働生産性が高いが、地方との差は欧州各国よりは小さい。
- イギリス、フランスでは首都の生産性が高いが、ドイツは首都であるベルリンよりも、他都市の生産性が高い。

労働者一人当たり名目GDP

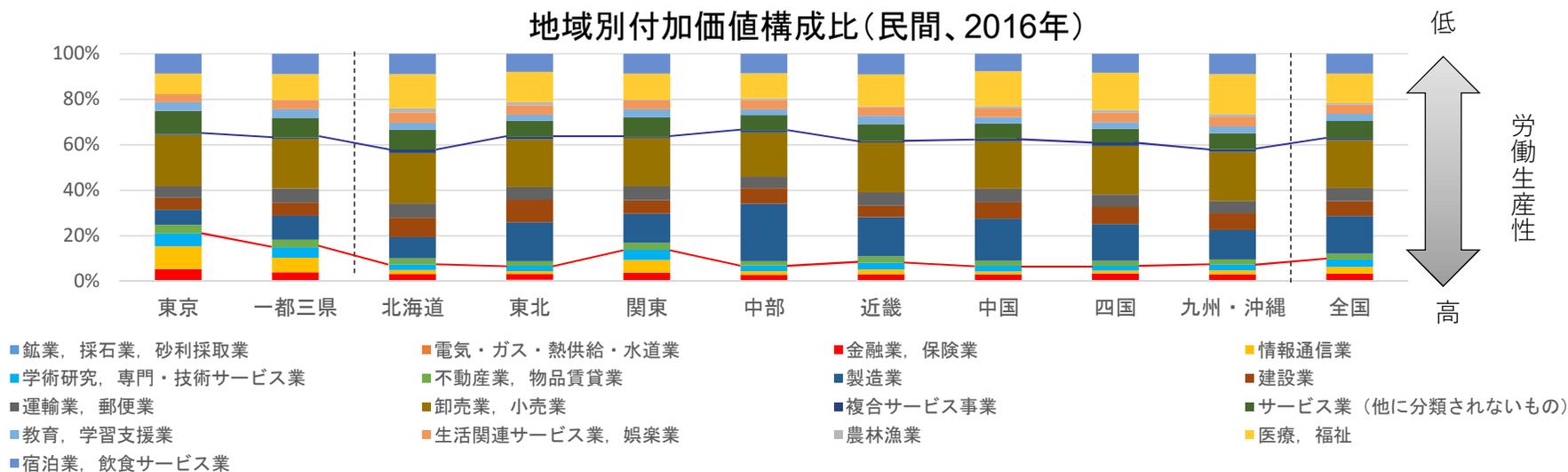
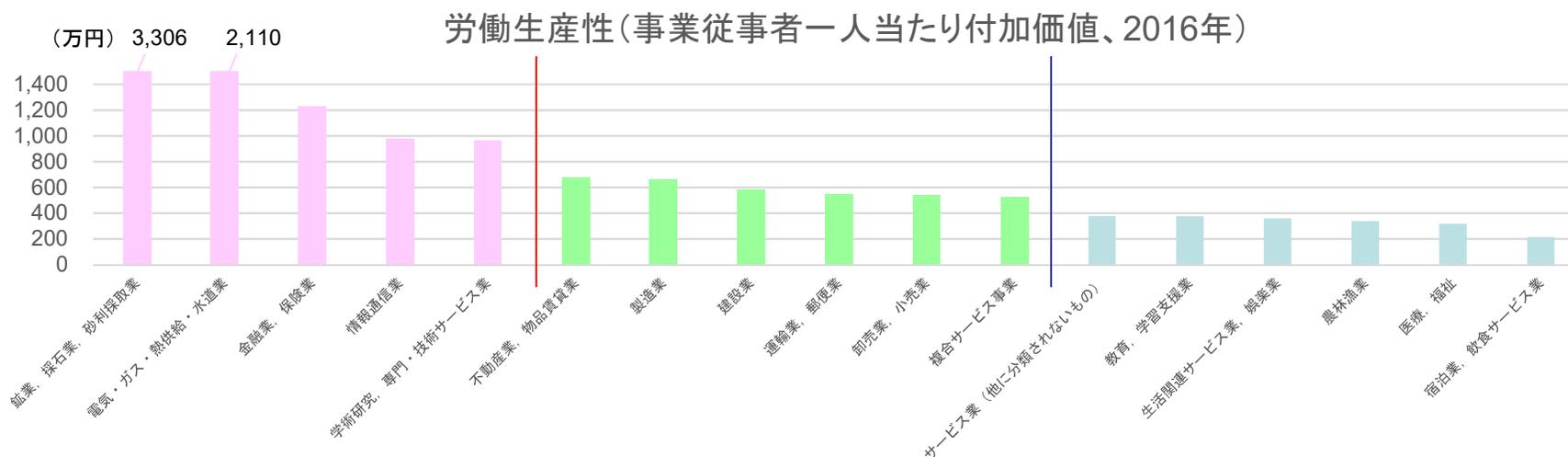


出典：OECD.statより作成。

注：購買力平価ベース。日本、イギリス、ドイツは2016年、フランスは2017年の値。日本の図において、新潟県は北陸に、長野県、山梨県は北関東に含まれる。

地方は比較的労働生産性の低い産業が多い

- 東京都では、金融・保険業や情報通信業、専門・科学技術サービスといった高生産性産業が多く、地方では、比較的労働生産性の低い産業の割合が高い。



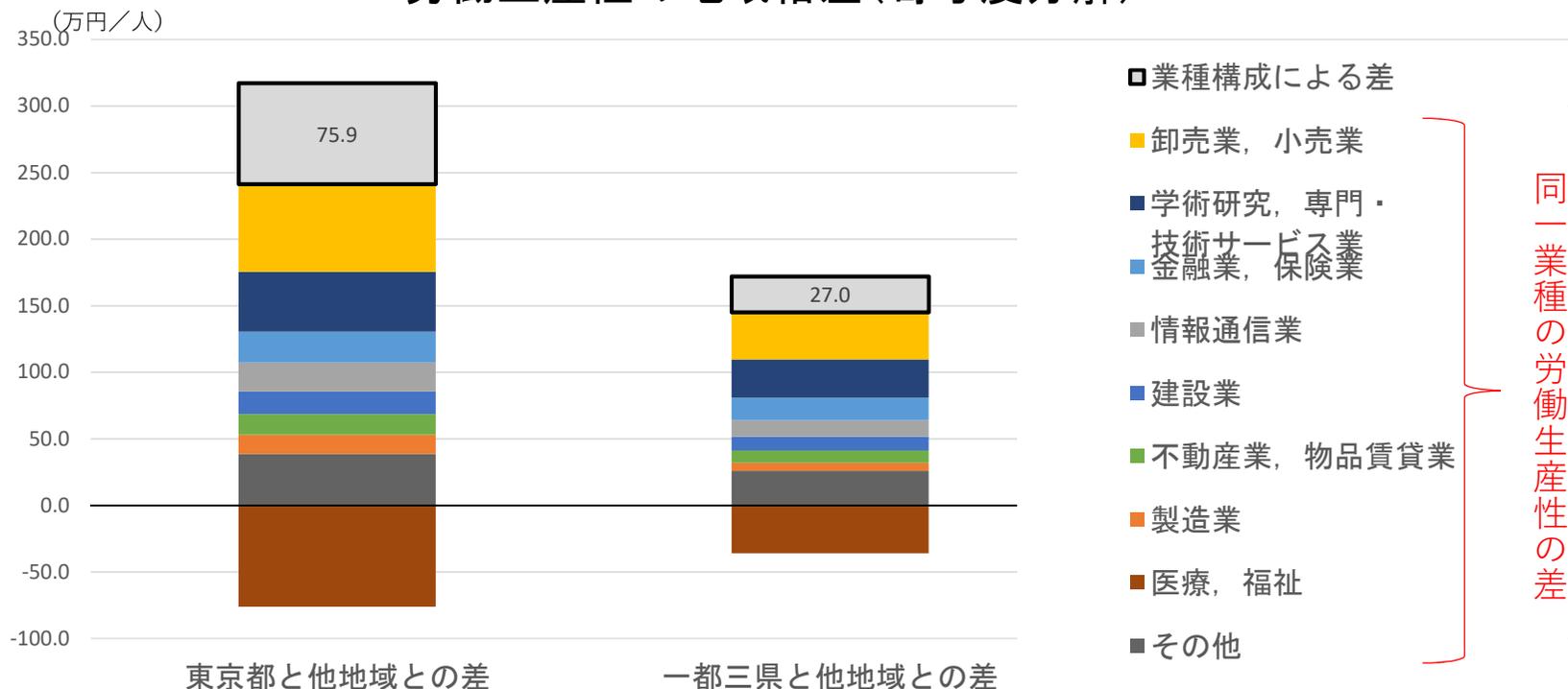
出所)総務省「H28年経済センサス活動調査事業所に関する集計」より作成

注)下図は、全国の労働生産性をもとに並べたものであり、地方ごとの労働生産性の順番は異なる場合がある。

労働生産性の地域差は業種内の差が大きい

- 東京都及び一都三県とそれ以外の地域の労働生産性の差を寄与度分解すると、業種構成による差よりも同一業種の労働生産性の差が大きい。

労働生産性の地域格差(寄与度分解)



出所)総務省「平成28年経済センサスー活動調査」より国土政策局作成。

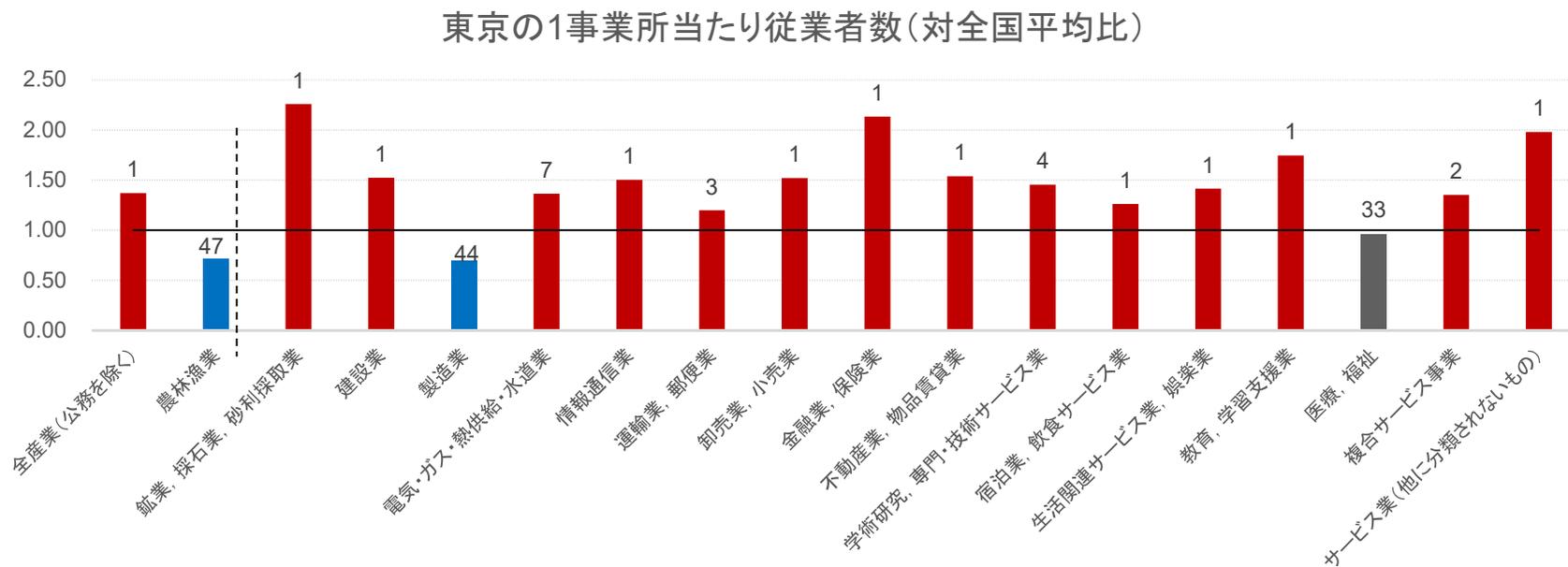
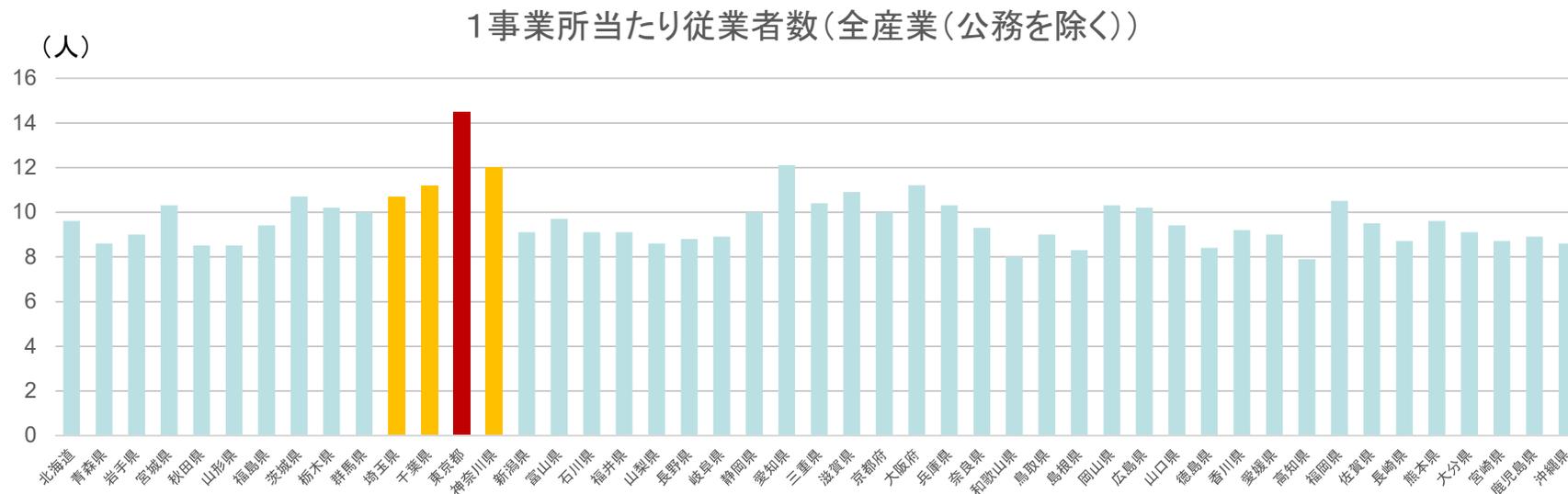
注)寄与度は以下の通り計算し、第1項を同一業種の労働生産性の差の寄与、第2項を業種構成による差とした。

$$P^p - P^{\bar{p}} \approx \sum^i \frac{w_i^p + w_i^{\bar{p}}}{2} (P_i^p - P_i^{\bar{p}}) + \sum^i \frac{P_i^p + P_i^{\bar{p}}}{2} (w_i^p - w_i^{\bar{p}})$$

P^p : p県の事業従事者一人当たり付加価値、 w_i^p : p県のi産業の事業従事者比率、 P_i^p : p県のi産業の事業従事者一人当たり付加価値、 \bar{p} : p県を除く全国

凡例の「その他」は農林漁業、鉱業・採石業・砂利採取業、建設業、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸業・郵便業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、教育・学習支援業、複合サービス業の合計。医療、福祉は東京に本部を置く健保の赤字が反映されている可能性がある。

一部業種を除き、地方は事業所規模が小さい

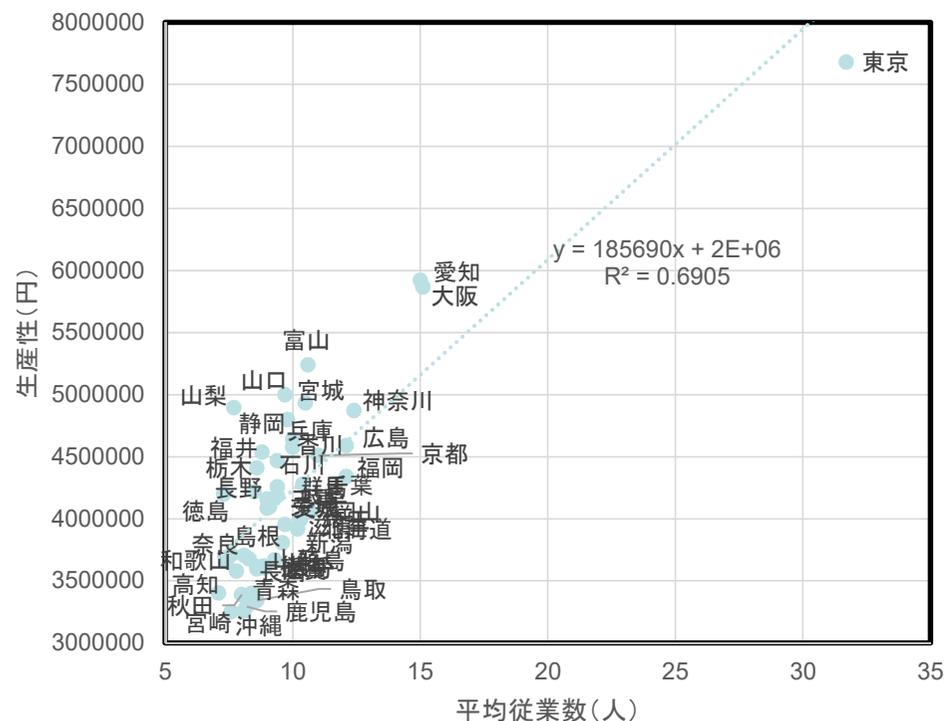


(出所)平成28年経済センサス活動調査より国土政策局作成
 (備考)下図の数字は都道府県別順位

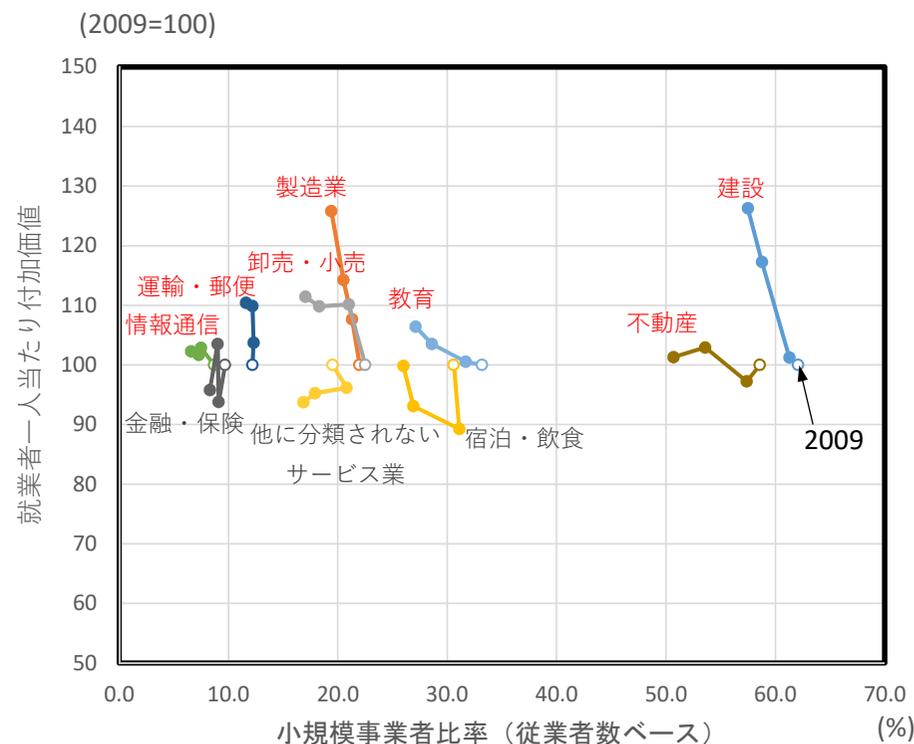
事業規模と生産性は連動

- ・都道府県別にみると、全産業平均で企業規模と生産性は正の相関。
- ・産業別にみると、製造業、建設業などを中心に、小規模事業者の比率の減少と労働生産性が連動。連関の強さ(傾き)は業種によって異なる。

1社当たり平均従業員数と一人当たり付加価値



小規模事業所割合と労働生産性の推移
(2009、2012、2014、2016年)



出所) 中小企業白書2019 付属統計より国土政策局作成
 ※生産性＝都道府県別規模別付加価値額÷都道府県別規模別従業者総数
 平均従業員数＝都道府県別規模別従業者総数÷都道府県別規模別企業数

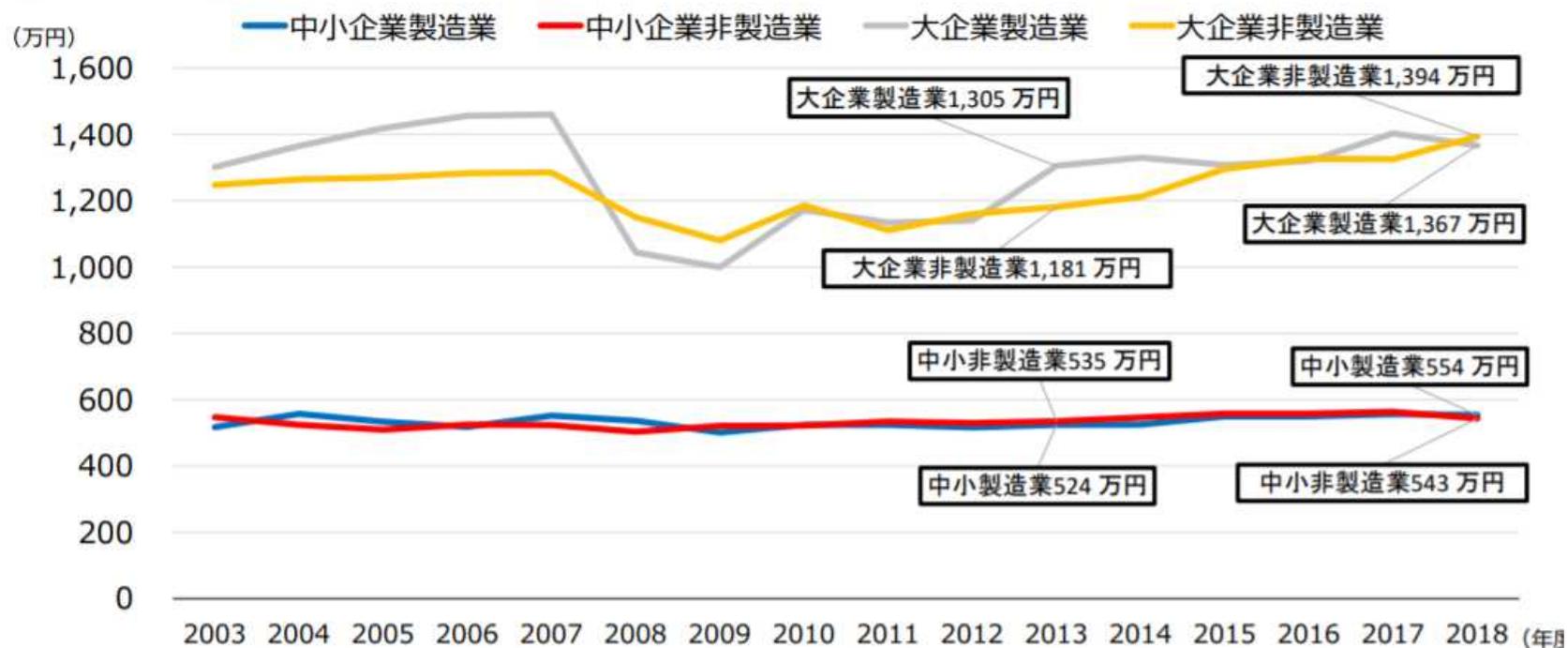
出所) 国民経済計算、中小企業白書2019付属統計より国土政策局作成
 ※不動産業の付加価値は帰属家賃を除く。

規模別の労働生産性の差は拡大傾向

労働生産性の推移（規模別・業種別）

- 中小企業の労働生産性は、長らく横ばい傾向が続いており、足元では大企業との差は徐々に拡大している。

労働生産性の推移（2003年度～2018年度）



※ 1 大企業は資本金10億円以上の企業、中小企業は資本金1億円未満の企業としている。

※ 2 平成18年度調査以前は付加価値額 = 営業純益（営業利益 - 支払利息等） + 役員給与 + 従業員給与 + 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課とし、平成19年度調査以降は、これに役員賞与、及び従業員賞与を加えたものとしている。